



余剰電力受給契約書

高松市（以下「売却人」という。）と契約事業者（以下「買取人」という。）とは、令和8年度高松市南部クリーンセンター余剰電力の受給について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号）並びに次の条項によって電力受給契約を締結した。

（契約の目的）

第1条 買取人は、別紙仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、業務を行うものとする。

（総則）

第2条 売却人が提供する高松市南部クリーンセンター余剰電力（以下「余剰電力」という。）とは、高松市南部クリーンセンターに設置する発電設備（以下「本発電設備」という。）における発生電力のうち、自家消費電力を除いた電力を指し、売却人は余剰電力を買取人に全量売却し、買取人はこれを全量購入するものとする。なお、余剰電力量が予定売却電力量を下回る場合、売却人は当該差異について売却義務を負わず、何らの責任を負わないものとする。

- 2 契約期間内の売却電力量が、予定売却電力量に比べて増減がある場合でも、売却人は買取人にその余剰電力量を全量売却するものとする。
- 3 本発電設備は、再生可能エネルギー固定価格買取制度の適用を受けていない再生可能エネルギー（非 FIT 非化石電源）であり、売却人から買取人に売却する余剰電力には、非化石証書による環境価値を含むものとする。ただし、非化石価値の証書取得のための必要な手続きにおいては、それに伴う費用のすべてを買取人が負担するものとする。
- 4 売却人は、買取人の求めに応じて、契約期間中における総発電電力量実績及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく電気事業者排出係数算出のために必要な各種燃料の使用実績等を提出するものとする。

（契約電力量料金単価等）

第3条 電力量料金単価及び季節別時間帯別の区分は、別表1及び別表2のとおりとする。

（電気工作物の財産分界点と保安上の責任分界点及び本発電設備）

第4条 電気工作物の財産分界点と保安上の責任分界点及び本発電設備については別表3のとおりとする。

（契約期間及び履行期間）

第5条 契約期間は、契約締結日から令和9年3月31日午後12時00分までとする。

- 2 履行期間は、令和8年4月1日午前0時00分から令和9年3月31日午後12時00分

までとする。

(契約保証金)

第6条 高松市契約規則第24条第4号の規定により、契約保証金は免除する。

(権利義務の譲渡禁止等)

第7条 買取人は、この契約により生ずる権利若しくは義務については、これを第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により売却人の承諾を得たときは、この限りでない。

(余剰電力供給上の協力)

第8条 売却人は、この契約に係る余剰電力の供給を円滑に行うため、電圧、周波数及び力率を正常な値に保たなければならない。

- 2 売却人は、買取人の要求に基づき、余剰電力供給計画を買取人に提供するものとする。
- 3 余剰電力供給計画に変更が生じる場合、あるいは生じた場合は、売却人は買取人に対して速やかに通知するものとする。

(託送供給契約)

第9条 買取人は、本発電設備と電力系統を連系する一般送配電事業者である四国電力送配電株式会社（以下「託送事業者」という。）と託送供給契約の締結が必要となる場合は、買取人の責任と負担で託送事業者と当該託送供給契約を遅滞なく締結するものとする。

- 2 売却人は、発電者として前項の託送供給等約款を遵守するものとし、買取人が託送事業者と託送供給契約を締結する際に必要な協力をを行うものとする。
- 3 託送供給契約の締結及び履行その他余剰電力の接続供給に必要な費用は、買取人が全て負担するものとする。
- 4 発電側課金（kW 課金及び kWh 課金）については、買取人が託送事業者に支払うものとし、毎月の電力量料金の支払いにおいて相殺するものとする。

(余剰電力供給の停止又は制限)

第10条 売却人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、余剰電力の供給を停止又は制限できるものとする。

- (1) 託送事業者の電気工作物の事故又は工事、点検若しくは補修により、売却人が余剰電力を供給できない場合
 - (2) 売却人の施設の事故又は運営上の都合による場合
 - (3) その他保安上の必要がある場合
 - (4) その他売却人が必要と認める場合
- 2 売却人は、原則として、買取人からの電力量抑制の要請には応じないものとする。ただし、託送事業者からの要請により、託送供給電力量を制限する必要がある場合は、双方協議の上、協力をを行うものとする。

(余剰電力購入の一時中止)

第11条 買取人は、託送事業者の電気工作物の事故及び工事、点検、補修により、やむを得ず電力を購入できない場合、当該事象が発生している期間に限り、余剰電力の購入を一時中止できるものとする。

(再エネ法における書類の提出等について)

第12条 売却人は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特例措置法施行規則（令和4年経済産業省令第27号）第4条の2第2項第9号に定めるバイオマス比率の計算根拠を買取人に対し、毎月月末までに提供する。

(余剰電力の計量及び検針)

第13条 余剰電力の計量は、託送事業者が設置する取引用電力量計を介して、原則として毎月1日午前0時に行うものとする。

- 2 買取人が独自の計量装置、通信設備等を設置する場合は、売却人の承諾の下、買取人の責任と負担でこれを行うものとする。この契約終了後、又はこの契約の解除後、装置を撤去する場合も、同様とする。
- 3 取引用電力量計に不具合が生じた場合は、直ちに買取人にその旨を連絡し、その期間内の余剰電力量については、その都度、売却人と買取人が協議して決定するものとする。
- 4 余剰電力量の検針は、原則として託送事業者が、毎月1日午前0時に前月分の計量を行い買取人が確認する。
- 5 買取人は、前項の電力量の計量結果を、別表1の区分別に電力量を算出するものとする。

(消費税相当額)

第14条 この契約における消費税相当額とは、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課される消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号、その後の改正を含む。）の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。

(電力量料金の算定について)

第15条 電力量料金の算出に用いる単価は、別表2の区分別の単価（消費税相当額を含まない）とする。

- 2 電力量料金は、別表1に規定する区分別の電力量に、前項の単価をそれぞれ乗じて得た金額を合算し消費税率を乗じて1円未満を切り捨てた金額の合計とする。また、区分別の各電力量は、1kWh単位とし、小数点以下を四捨五入するもとする。
- 3 前項の区分別の電力量料金は、1銭単位まで計算し、電力量料金の合計金額は1円未満切り捨てとする。

(電力量料金の報告及び支払いについて)

第16条 買取人は、第15条により算出された電力量料金を売却人に支払うものとする。

- 2 売却人は、前項の料金を毎月15日までに買取人に文書で請求し、買取人は、その月の末

日（以下「支払期日」という。）までに売却人の指定口座に支払うものとする。ただし、15日又は末日が、日曜日又は銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に規定する政令で定める日に該当する場合は、その前日に請求し、又は支払うものとする。

3 買取人は、計量結果から季節・時間帯毎に区分別電力量の合計値を算出の上、買取料金を確定し、毎月10日までに売却人に文書にて報告するものとする。また、買取人は売却人から契約期間中の検針結果を請求された場合、これに協力し、提出するものとする。

4 売却人は、買取人の責めに帰すべき事由により、買取人が支払期日までに電力量料金を支払わない場合、当該未払い金額に対して、遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合で算定される遅延損害金を請求することができる。

（記録）

第17条 売却人及び買取人は、余剰電力の売却、買取について記録し、それぞれの要求により、その写しを提出することとする。

（事情変更）

第18条 売却人及び買取人は、この契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定改廃その他著しい事情の変更により、この契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、売却人と買取人とが協議の上、この契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、この契約に定める事項を変更する必要があるときは、売却人と買取人とが協議の上、書面により定めるものとする。

（一般的損害）

第19条 電力調達の実施に關し生じた損害は、買取人の負担とする。ただし、その損害の発生が売却人の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。

（損害賠償）

第20条 この契約に基づく余剰電力受給に伴い、その責めに帰すべき事由により相手方若しくは託送事業者又は第三者に対し、損害を生じさせた場合は、その原因者が賠償の責を負うものとする。

（不当要求行為を受けた場合の措置）

第21条 買取人は、この契約の履行に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1） 暴力団等から不当要求行為を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

（2） 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに売却人に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

（3） この契約について下請業者又は再委託業者がある場合においては、当該業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、買取人に報告

するよう当該業者を指導し、その報告を受けたときは、売却人に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団等 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号及び次条第1項第6号において同じ。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。次条第1項第8号において同じ。）その他不当要求行為を行う全ての者をいう。

(2) 不当要求行為 不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。

（売却人の解除権）

第22条 売却人は、買取人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 買取人が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力を購入する見込みがないと売却人が認めたとき。

(2) この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(3) 契約の締結又は業務の実施に関し不正の行為があったとき。

(4) 正当な理由なく売却人の指示に従わないとき。

(5) 第24条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(6) 電気事業法に規定に基づく小売電気事業者の登録を取り消されたとき

(7) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算若しくはその他の倒産関連法規に基づく手続き開始の申し立て又は解散の決議を行なったとき。

(8) 買取人が次のいずれかに該当するとき。

ア 代表一般役員等（代表役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下このアにおいて同じ。）、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時業務等の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者（代表役員等を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団関係者であると認められるとき。

イ 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を

図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 契約等に当たり、その相手方がアからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

カ アからエまでのいずれかに該当する者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（オに該当する場合を除く。）に、売却人が当該再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

（談合その他不正行為による契約解除）

第23条 売却人は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1） 買取人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条において「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は買取人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が買取人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下この条において「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

（2） 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が買取人又は買取人が構成事業者である事業者団体（以下この条において「買取人等」という。）に対して行われたときは、買取人等に対する命令で確定したものをいい、買取人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（3） 納付命令又は排除措置命令により、買取人等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が買取人に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令にお

ける課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。) に入札 (見積書の提出を含む。) が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 買取人 (法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。) の刑法 (明治40年法律第45号) 第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(5) 買取人の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

第24条 売却人は、前2条に定める場合のほか、必要があると認めるとときは、買取人と協議の上、この契約を解除することができる。

(買取人の解除権)

第25条 買取人は、売却人がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

2 買取人は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を売却人に請求することができる。

(違約金)

第26条 天災その他不可抗力の原因又は前条第1項の規定によらないで買取人の責めに帰すべき事由によりこの契約が解除された場合は、買取人は、当該日から契約期間の終期まで継続した場合における次に掲げる額の合計額の10パーセントに相当する金額を、売却人の指定する期限内に売却人に納入しなければならない。

(1) 契約単価に予定売却電力量を乗じた金額の合計金額

(解除に伴う措置)

第27条 買取人は、契約が解除された場合において、既に受給された電力があるときは、当該受給完了部分に対する金額を売却人に支払うものとする。

(談合その他不正行為による損害賠償金の支払)

第28条 買取人は、第22条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当するに至ったときは、売却人がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約単価に予定売却電力量を乗じて得た金額の合計金額の20パーセントに相当する額を売却人の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、この契約が完了した後においても適用があるものとする。

3 前2項の規定は、売却人に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、売却人がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の徴収)

第29条 買取人がこの契約に基づく違約金、遅延損害金又は賠償金 (以下「違約金等」という。) を売却人の指定する期間内に支払わないときは、売却人は、その支払わない額に売却人の指定する期間を経過した日から違約金等支払の日数に応じ年2.5パーセントの割合で

計算した利息を付した額の延滞金を徴収する。

(秘密の保全)

第30条 買取人は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らし、又は他の目的に利用してはならない。履行期間の終了後又は売却人若しくは買取人がこの契約を解除した後も、同様とする。

(契約事項等の解釈)

第31条 契約事項及び特約事項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、その都度、売却人と買取人が誠意をもって協議し、解決するものとする。

(裁判管轄)

第32条 この契約に関する訴訟については、高松地方裁判所の管轄に属する。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売却人 高 松 市

高松市長 大 西 秀 人 

買取人 所 在 地

氏名・名称

及び代表者 

【別表1】

その他季、昼間時間帯、夜間・休日時間帯の区分

区分	
夏 季	7月1日から9月30日までの期間
そ の 他 季	4月1日から6月30日まで及び10月1日から3月31日までの期間
昼 間 時 間 帯	午前8時から午後10時までの時間帯 (ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月30日、12月31日、1月2日、1月3日を除く。)
夜間・休日時間帯	昼間時間帯以外の時間帯

【別表2】

季節別・時間帯別電力量料金単価

電 力 量 区 分		単価 (1 kWh当たり)
夜間・休日時間帯	バイオマス分	円 錢
	非バイオマス分	円 錢
夏季昼間時間帯	バイオマス分	円 錢
	非バイオマス分	円 錢
その他季昼間時間帯	バイオマス分	円 錢
	非バイオマス分	円 錢

(※上記単価は消費税及び地方消費税を含まない。)

【別表3】

電気工作物の財産分界点と保安上の責任分界点

四国電力株式会社の橋谷線22N5号柱より引き込んだ南部クリーンセンターの構内柱上に敷設した南部クリーンセンターの区分開閉器の電源側リード線接続点。	
発電機出力	2, 800kW
余剰最大電力	850kW
電 気 方 式	交流三相三線式
周 波 数	60Hz
標 準 電 壓	6, 000V
標 準 力 率	遅れ85%以上